

町議会定例会

議案など18件を議決

第6回町議会定例会が12月11日(水)から17日(火)までの7日間で開かれ、報告1件、議案17件が議決されました。

一般会計補正予算については、1億4941万円が増額され、歳入歳出予算の総額はそれぞれ71億1570万円となりました。

350万円、寄附金を活用した事業として、小中学校の図書購入費やテント、スチームオーブン等の備品購入費に435万円、文教施設維持整備基金積立金に4564万円などの増額となっています。

町長説明要旨



主な補正の内容は、障がい福祉サービス介護給付費に8

長期化する電気・ガス・食料品等の価格高騰による家計への負担増を踏まえ、今年度新たに住民税非課税又は住民税均等割のみ課税世帯、また対象世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯に対してそれぞれ給付を行いました。

阿武隈川緊急治水プロジェクトの成田地区への遊水地整備につきましては、遊水地完成目標の令和10年度に向けて用地の交渉が進められています。

旭町浄水場の解体工事については、予定通り年度内完了の見込みとなっています。

駅東第1土地区画整理事業については、第3工区内の一部においても、定住人口が増加しており、区画道路や造成工事の早期完了に向けて引き続き進めて参ります。

県立医科大学連携事業では医学講演会や健康セミナーなどを定期的に開催し、生活習慣病をはじめ、様々な病気の早期発見、早期治療予防への推進に努めております。

-Information-

町議会では、町議会だよりを発行しています。町ホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。



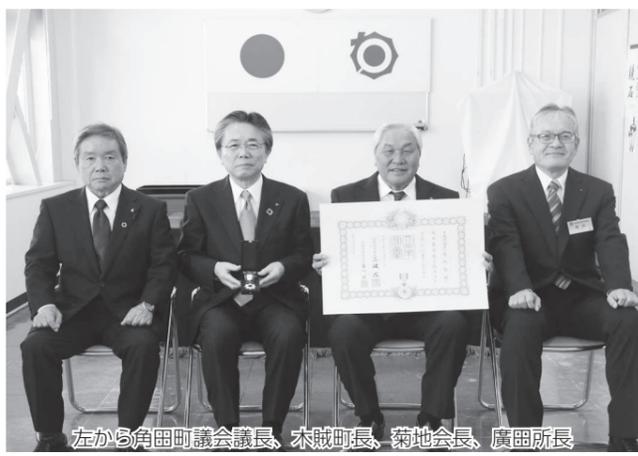
また、小学校教師用教科書・指導書・指導資料購入契約の締結が追認されたほか、鳥見山陸上競技場管理事務所改修工事変更契約の締結についての議案などが可決されました。

秋の叙勲 旭日双光章

菊地榮助氏受章

令和6年秋の叙勲で旭日双光章を受章された菊地榮助氏への叙勲伝達式が12月9日(月)、町役場で行われ、県中農林事務所廣田雅幸所長から勲記と勲章が伝達されました。

菊地氏は、昭和42年から水稲を中心とした農業に従事し、後継者や担い手不足による耕作放棄地が拡大する中で経営規模の拡大を図られており、現在も家族と協力し農業を営



左から角田町議会議長、木賊町長、菊地会長、廣田所長

まれています。

平成5年7月に農業委員に就任し、平成23年からは会長として活動され、通算21年6ヶ月にわたる間には、農事情勢が厳しさを増す状況下において、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故後の風評の払拭や遊休農地の抑制などの活動に尽力されました。

また、菊地氏は、町議会議員としての活動実績もあり、在職中には、議長の要職を務められ、町政発展にも尽力された功績により、今回の受章となりました。

今回の受章を受けて菊地氏は、「今回の受章は、身に余る光栄ですが、決して自分一人の活動の成果ではなく共に活動してきた委員や議員を代表しての受章と思っています。今後も委員の皆さんと共に、農地の保全管理などに努めて参ります。」と話されました。

町内初の緊急安全措置

町は、特定空家等への緊急安全措置として、12月9日(月)、久来石地内の木造平屋において、周辺に影響を及ぼす恐れがあるため、必要最小限の危険箇所解体作業を、町空家等対策の推進に関する条例に基づいて実施しました。

対象となった家は、東日本大震災で被害を受けて以降も雨風にさらされ続け、屋根の一部や瓦が落ち、近隣住民や、通行人への影響を心配する声が上がっていました。

町は、家屋の適正な管理を求めするために空き家の所有者を調査しましたが、確認できなかったため、今回、緊急安全措置が実施されました。

今回の緊急安全措置では、落下の恐れがある瓦の除去や、崩れ落ちた屋根や壁の一部の撤去を行いました。建物全体の解体についても、町空家等対策協議会で専門家の意見を聞きながら検討していく予定です。



重機で崩れていた屋根の一部を撤去する様子



高所作業車で落ちそうな瓦を取り除く様子

特定空家等の危険箇所解体作業

久来石地内で実施

日本に住む人、皆が対象 5年に1度の調査が行われます

国勢調査



●国勢調査とは
国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われます。家族構成や働き方、通勤通学方法などを調査します。

調査結果は、さまざまな行政施策の基礎データや研究・教育活動など皆さんの幅広い分野で利用されます。

●調査対象者
10月1日現在日本国内に住む人すべて

●回答方法
回答方法は、インターネット回答と郵送回答があり、スマホやパソコンから24時間いつでも回答ができるインターネット回答がかんたん便利です。ぜひご利用ください。

- 調査基準日
令和7年10月1日
- 問い合わせ先 総務課 ☎62-2111

